

電子回覧板サービス導入に関する
情報提供依頼書

(RFI : Request For Information)

令和 7 年 4 月

中川村

1. 本依頼の目的

今回の情報提供依頼は、電子閲覧板サービスの導入に関わる具体的な開発方針、委託内容、使用するハードウェア・ソフトウェアなどの諸条件、導入スケジュール、必要な開発経費・運用経費の概算額等を把握することを目的としています。

つきましては、貴社が保有するシステムに関する情報提供をお願いします。

2. 本依頼に関するシステム仕様

別紙1_業務仕様書(案)のとおり

3. 実施手順・スケジュール

今回の情報提供依頼に係る実施手順及びスケジュールは次のとおりです。ただし、スケジュールについては事前に通知をしたうえで、変更することがあります。

(1) 資料交付依頼の受付

令和7年4月16日(水)午後5時まで

(2) 質問事項の受付

令和7年4月23日(水)午後5時まで

(3) 情報提供依頼の回答提出期限

令和7年5月2日(金)午後5時まで

4. 資料交付依頼書及び辞退届の提出

本情報提供依頼に関する資料交付依頼及び回答辞退は、以下の要領をお願いします。

(1) 資料交付依頼書兼誓約書(別紙2)の提出

(ア) 提出期限 令和7年4月16日(水)午後5時

(イ) 提出方法 以下のWEBフォームから提出を行うこと。

<https://logoform.jp/form/CM3K/993710>

資料交付依頼があった事業者に対して(2)関係資料の一式を電子メールで送付する。

資料交付依頼を行った事業者は、回答提出期限までに回答の提出を行うこと。

(2) 関係資料

別紙1_業務仕様書(案)

様式1_類似業務実績調書

様式2_機能要件等一覧

様式3_非機能要件一覧

(3) 辞退届(別紙3)の提出

資料交付依頼後に回答を辞退する場合は、提出期限までに辞退届(別紙3)を提出すること。

(ア) 提出期限 令和7年5月2日(金)午後5時

(イ) 提出方法 以下のWEBフォームから提出を行うこと。

<https://logoform.jp/form/CM3K/993710>

5. 情報提供依頼についての質問及び回答

本情報提供依頼についての質問は、以下の要領をお願いします。

(1) 質問の提出

(ア) 質問期限 令和7年4月23日(水)午後5時

(イ) 質問方法 以下のWEBフォームから質問を行うこと。

<https://logoform.jp/form/CM3K/993710>

(ウ) 来庁又は電話による質問には応じない。

(エ) 質問は、資料交付依頼があった事業者のみ受け付ける。

(2) 質問への回答

情報提供基準の均質化を図る観点から、質問事項とその回答については、中川村で集約した後、資料交付依頼があった各事業者の担当者あてに、令和7年4月25日(金)までに電子メ

ールで送付する。

6. 情報提供依頼に対する回答の提出

本情報提供依頼についての回答は、以下の要領でお願いします。

(1) 提出資料の提出

(ア) 提出期限 令和7年5月2日(金)午後5時

(イ) 提出方法 以下のWEBフォームから提出を行うこと。

<https://logoform.jp/form/CM3K/993710>

(2) 提出資料

① 様式1_類似業務実績調書

② 様式2_機能要件等一覧

③ 様式3_非機能要件一覧

④ 貴社取扱いの製品・サービス概要、提供可能な支援メニュー、会社概要など

(様式任意・既存資料で構いません)

⑤ 見積書

様式は任意ですが、初期費用、月額費用、単価・数量、標準・オプションの区分など
価格を再計算しやすいように内訳を作成してください。

⑥ その他提案資料

(3) 記載方法について

提出資料は、日本語で作成すること。電子ファイルはPDF形式およびMicrosoft Office
2016 (Word、Excel または PowerPoint) 以降の OpenXML 形式とすること。

(4) その他

用語、表現は一般的に使用されているものを用い、可能な限り、システム管理業務経験
のない一般職員でも理解可能な平易な表現を使用すること。専門用語を使用しなければ説明
できない場合には、注釈をつけること。貴社独自の開発技法・製品を用いる場合には、平易
な表現による注記をつけること。

7. 注意事項

(1) 情報提供依頼は、情報システムに関する技術や価格等の各種情報を得るための手段としてお
り、本村が調達を行うことを約束したり、回答した事業者に特別の地位を約束したりするもの
ではありません。また、情報提供依頼を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはあ
りません。

(2) 情報提供依頼回答資料の返却はいたしかねますのでご了承ください。

(3) 本村に提出された情報提供依頼回答資料については、公文書として取り扱われ、これらの書
類については、機密情報とはいたしません。また、第三者に利用された場合でも本村は一切の責
任を負いかねます。

(4) 情報提供依頼回答資料に機密扱いとする情報が含まれている場合には、当該記載個所に機密
扱いであることを明記してください。その場合、機密情報を取り扱うのは、本村職員に限ります。
他者への提供が必要な場合には事前に別途協議を行います。

(5) 情報提供依頼回答資料の内容については、必要に応じて無償で電子回覧板サービスに関する
開発要件の策定等に利用させていただきます。

(6) 情報提供依頼回答資料の作成にかかる費用は、全て貴社にてご負担ください。

(7) 情報提供依頼に回答するにあたり、知り得た本村に関する事項については、将来においても
一切他に漏らさないでください。

8. 担当窓口

中川村役場地域政策課DX推進係 担当：窪田

〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草 4045-1

電話：0265-88-3017

メール：e-pub@vill.nagano-nakagawa.lg.jp